

徳島県数学教育会会則

- 第1条 本会は、徳島県数学教育会と称する。
- 第2条 本会の事務局は、会長の指定する場所に置く。
- 第3条 本会は、次の各会の連合体である。
- 1 徳島大学数学研究会
 - 2 鳴門教育大学数学研究会
 - 3 阿南工業高等専門学校数学教育研究会
 - 4 徳島県高等学校教育研究会数学学会
 - 5 徳島県中学校数学教育研究会
 - 6 徳島県小学校算数教育研究会
- 第4条 本会は、第3条の各会の連合統一によって、数学及び算数・数学教育に関する事項を研究し、もって算数・数学教育の振興を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- 1 調査研究
 - 2 雑誌の発行
 - 3 図書類の編集・出版
 - 4 講習会、講演会及び研究会等の開催
 - 5 書籍、標本、教具、教材等の紹介
 - 6 各数学教育会との連絡
 - 7 その他本会の目的を達成するために必要と認められる事業
- 第6条 所属会の各会員は、自動的に本会の会員となるものとする。
- 第7条 本会は、次の役員を置く。
- 会長 1名
- 副会長 若干名
- 理事 約40名（うち常任理事若干名）
- 幹事 庶務係、会計係 各若干名
- 第8条 会長、副会長は、理事会において所属会会長の中から選出する。
理事は、各所属会の役員及び県教育委員会職員の中から選出する。
- 第9条 役員任期は1年とし、重任を防げない。
- 第10条 本会は顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推挙する。
顧問は、本会の主要事項についての諮問に応ずる。
- 第11条 本会及び総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 第12条 本会の運営は理事会が行い、理事会は、会長が招集する。
- 第13条 必要に応じ、本会に専門委員会を置くことができる。専門委員会は会長が招集し、専門的な事項を処理する。
- 第14条 本会の経費は、寄付金、補助金及び本会の事業利益金をもってあてる。
- 第15条 各所属会の会長は、その会の研究ならびに行事について、その都度本会に連絡するものとする。
- 第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第17条 本会の会則変更は、理事会において行うものとする。
- 付則1 本会則は昭和56年3月10日から施行する。